滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則の一部改正について

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則(1981年(昭和 56年)3月 25 日制定)の一部を次のとおり改正する。

改正理由 会員の範囲を明確にするための改正及び文言の修正を行う。

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則

(前略)

第5条 本会は、次に掲げる会員を持って構成する。

- 1. 正会員
 - 1) 滋賀医科大学卒業生(以下<u>卒業会員</u>という)
 - 2) 滋賀医科大学生(以下学生会員という)
 - 3) 本学卒以外の<u>本学</u>大学院<u>生及びその</u>修了者で入 会を希望する者(以下大学院会員という)
- 2. 特別会員

正会員以外の滋賀医科大学の学長、副学長、教授 及び准教授、講師及び、学長、副学長、教授、准 (助) 教授、講師にあった者

3. 賛助会員

本会の目的に賛同し、入会を希望する以下の者のうち常任幹事会の承認を受けた者

- 1) 滋賀医科大学の教職員および元教職員
- 2) 滋賀医科大学において研究、研修に従事しているか、かつて研究、研修に従事した者
- 4. 名誉会員

本会に対し特別の功績があった者で、会長が推薦 し幹事会で承認された者

(中略)

第19条 名誉会員、特別会員、滋賀医科大学生、滋賀医科大学院生は、年会費の納入を要しない。

(後略)

滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則

(同左)

第5条 本会は、次に掲げる会員を持って構成する。

- 1. 正会員
 - 1) 滋賀医科大学卒業生(以下<u>「卒業会員」</u>という<u>。</u>)
 - 2) 滋賀医科大学生及び本学卒以外の滋賀医科大学大学院生(以下「学生会員」という。)
 - 3) 本学卒以外の<u>滋賀医科大学</u>大学院修了者で入 会を希望する者(以下<u>「大学院会員」</u>という。)
- 2. 特別会員

滋賀医科大学の学長、副学長、教授、准教授、講師及び<u>その職</u>にあった者(前項の正会員を除く。)

3. 賛助会員

本会の目的に賛同し、入会を希望する以下の者の うち<u>幹事会が認めた</u>者(前2項の正会員及び特別会 員を除く。)

- 1) 滋賀医科大学の教職員及び元教職員
- 2) 滋賀医科大学において研究、研修に従事しているか、かつて研究、研修に従事した者
- 4. 名誉会員

本会に対し特別の功績があった者で、会長が推薦 し幹事会で承認された者

(同左)

第 19 条 名誉会員、特別会員<u>及び学生会員</u>は、年 会費の納入を要しない。

(同左)

付則 この会則は、2011 年 (平成23 年) 10 月〇 日から施行する。